



大野第2区

土砂災害ハザードマップ

ハザードマップに関するお問い合わせ

廿日市市 総務部

危機管理課

☎ 0829-30-9102

大野支所

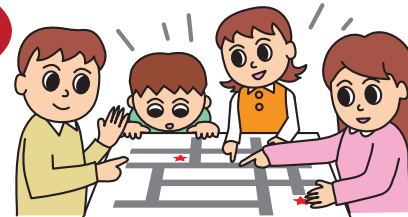
地域づくりグループ

☎ 0829-30-2005

■土砂災害ハザードマップとは？

このハザードマップは、大雨による土砂災害を想定し地区のみなさと話し合いを重ねながら作成したものです。ハザードマップには、**災害危険箇所**、**指定緊急避難場所**、**避難時の注意箇所**などをまとめています。ご家庭などで指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、早めの避難ができるよう備えておきましょう。

まずは自宅を確認しましょう！



わが家の防災メモ

地図面で指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、大切なことを書き込んでおきましょう！

家族で決めておくこと

●最寄りの指定緊急避難場所はどこですか？

指定緊急避難場所

●家族の集合場所はどこですか？

集合場所

●家族の連絡先などを書き込んでおきましょう！

氏 名	続柄	血液型	生年月日	持病・アレルギー	緊急時の連絡先 (携帯電話・学校・勤め先など)

知っておきたい連絡先

●廿日市市の主な機関・施設

機関名	電話番号
廿日市市役所	0829-20-0001 (代表)
大野支所	0829-55-2000 (代表)
大野東市民センター	0829-56-1013

そのほかにも重要な電話番号があれば書き込んでおきましょう！

●災害用伝言ダイヤル(171)

伝言を録音する

171▶1▶

市外局番からの電話番号

録音30秒

伝言を再生する

171▶2▶

市外局番からの電話番号

再生30秒

※伝言の録音・再生に必要な電話番号は、「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。

地域の連絡網

誰から 電話番号 さん から連絡があり、

誰へ 電話番号 さん へ連絡する。

声をかける人、注意が必要な人はいませんか？

すぐに持ち出せる所に保管して下さい。

防災情報を収集しよう！

⚠ 防災情報を集める手段は様々なものがあります。使いやすく、自分に合った手段を用いて早めに情報を取得し、身の安全の確保につなげてください。また、停電時にどのように情報を集めるかも考えておきましょう。



防災行政無線

避難情報、避難所開設情報、災害対策本部設置状況など、市内の防災情報や災害時における市役所の活動状況が放送されます。

放送内容が聞こえないときは…

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。

通話料無料
携帯・PHS OK



い こ ゃ はつか いち
0120-154-201



データ放送 (NHK広島放送局)

NHK広島放送局では以下の情報を確認できます。

●土砂災害危険度情報 ●防災・生活情報
●避難情報 ●雨量 ●河川水位

テレビリモコンのdボタンから必要な情報を入手！



広島県防災Web

広島県内のさまざまな防災情報を確認できます。

●気象情報(警報・注意報) ●観測情報(雨量・水位・潮位)
●避難情報(避難所開設状況) ●土砂災害危険度情報



FMはつかいち緊急放送

「廿日市市」と「株式会社FMはつかいち」は災害時などにおける緊急放送協定を結んでおり、緊急情報は深夜や早朝の放送時間外でも放送されます。



メール

あらかじめ受信設定を行っている携帯電話・スマートフォンには、避難情報をはじめとする緊急情報が配信されます。

はつかいち安全・安心メール配信サービス

積極的に活用を！

登録された携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービスです。緊急速報メールなどよりも詳細な情報が届きますので事前に登録をしておいてください。

登録方法

1)登録用アドレスまたはQRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください。

登録用アドレス bousai.hatsukaichi-city@raiden.ktaiwork.jp

2)数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きますのでURLをクリックしてください。

3)必要な情報(災害・緊急情報、気象情報)を選択して「次へ」を押します。

4)入力内容を確認し「登録」を押します。数分以内に登録完了メールが届きます。

※登録・配信にかかる通信費用は利用者の負担となります。
※一部の携帯電話では、返信された登録用URLから接続できない場合があります。その際にはお手数ですが危機管理課(0829-30-9102)までお電話ください。

緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール

災害が発生した当該エリア内の携帯電話・スマートフォンに、避難情報などの緊急情報を配信するものです。
※受信には事前設定が必要です。詳しくは各携帯電話会社へご確認ください。

安全に避難しよう！

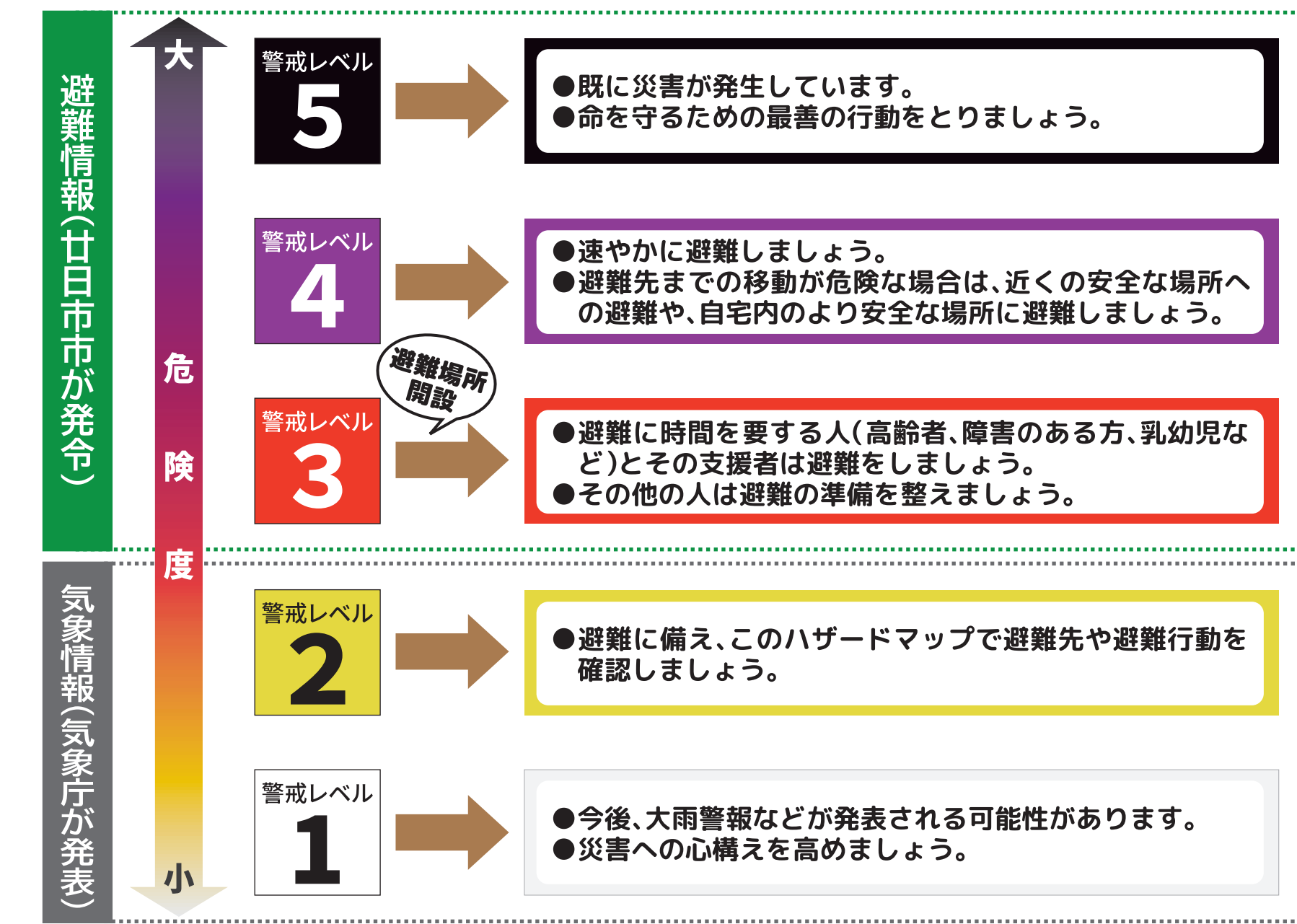
■避難行動とは？

- 指定緊急避難場所への移動
切迫した災害の危険がせまっている場合は、避難ルートを参考に速やかに避難してください。
- 安全な場所への移動
公園、親戚や友人の家などに移動してください。
- 近隣で鉄筋コンクリート等の強度が強く、高い建物への移動
- 建物内の安全な場所での待機
がけから離れた2階の部屋などで待機してください。



■警戒レベルと避難行動(とるべき行動)

気象庁が発表する気象情報、広島県が発表する土砂災害警戒情報を基に、廿日市市が土砂災害警戒区域など危険箇所を含む地区単位で避難情報を発令します。発令された警戒レベルにより、適切な避難行動をとります。



避難時の注意事項

天候や周辺状況の急変に注意！

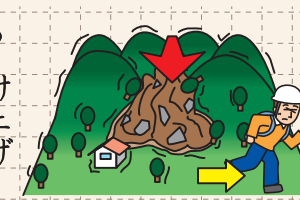
避難中に雨の降り方や周辺状況が急変した場合は、近くの安全な場所で待機してください。

避難経路の路面状況に注意！

側溝やマンホールから水が溢れるなど、路面が泥水で浸水している場合もあります。やむを得ず浸水箇所を通る場合は、長い棒を使い足元を確認しながら歩きましょう。

もしも土砂災害に遭遇したら…!?

がけ崩れの場合は斜面からできるだけ遠くに逃げましょう。土石流の場合は土砂の流れる方向に対して、直角に逃げましょう。



■事前に備えておくもの

避難時の服装



動きやすく肌を保護できる服を着用！

ヘルメットや防災頭巾で頭を保護！

軍手を着用！

履きなれた靴を着用！紐で締められる運動靴が理想的！

非常時持ち出し品

●自分で背負うことのできる重さにしましょう。
●離ればなれになったときのために、荷物は各自のリュックで準備しましょう。

食料品 ※3日分が目安(できれば1週間分)	飲料水	缶詰	レトルト食品	栄養補助食品
衣料・生活用品	アメ・チョコレート	保存食		
医療用品	下着	靴下	軍手	着替え(上下)
貴重品	現金(小銭も忘れずに)	預金通帳	保険証	印鑑
	身分証			

※ペット同伴で避難される方は、ペットケージやエサなどを忘れずに持ってきてください。



大野第2区

土砂災害ハザードマップ



まずは地図上で「自宅」を見つけて、どのような危険があるかを確認してください！

※このハザードマップは大雨による土砂災害を想定しています。日頃の防災活動にお役立てください。
※避難行動は「警戒レベル3」発令時を基本としてください。

緊急時の
連絡先

大野支所 0829-55-2000 (代表)
大野東市民センター 0829-56-1013

ハザードマップに関するお問い合わせ

廿日市市 総務部 危機管理課 大野支所 地域づくりグループ
電話：0829-30-9102 電話：0829-30-2005

災害用伝言
ダイヤル

伝言を
録音する
伝言を
再生する

1 7 1
局番なしで「171」を
ダイヤルし、
音声ガイダンスにしたがって…

1
「1」を選択
2
「2」を選択

市外局番からの電話番号

「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤル

録音
30秒

再生
30秒

ハザードマップの使い方

STEP 1

自宅を見つけよう！

地図上で自宅を見つけ、自宅周辺のリスクを確認します。



STEP 2

避難先を考えよう！

避難場所の開設基準を確認し、安全な避難先を考えます。



STEP 3

避難方法を考えよう！

避難先までの移動手段、避難経路などを考えます。



徒歩の場合

車の場合

どの道を通る？

マーク等の凡例

避難情報

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 避難ルート

- 指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
- 指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。
- 福祉避難所とは、高齢者や障がいのある人などのうち、特別の配慮を必要とする人が避難する施設です（健康者だけの避難は原則できません）。

その他

- 集会所
- 防災行政無線
- 要配慮者利用施設
- 宮島口交番
- 雨量観測所
- 砂防堰堤
- 治山堰堤
- 鉄道
- 地区境界
- 永慶寺川浸水想定区域

- 砂防堰堤とは、土石流などの土砂を受け止めることで、被害の軽減を図ることを目的とした施設です。
- 治山堰堤とは、森林の崩壊を防止するなど、山の維持・造成を図ることを目的とした施設です。

土砂災害の凡例

- がけ崩れ
- 土石流
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

区域指定の基準

- 急傾斜地の高さ(h)
- 10m以内
- 急傾斜地の下端
- 傾斜度30度以上
- 2h以内(ただし50mを超える場合は50m)
- 土石流のおそれのある渓流
- 扇頂部
- 勾配が2度まで

災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。

S=1:7,000

0 100 200 300 400 500m

地域からの意見による注意箇所

日頃気になる箇所

- 通行注意箇所
- 水害注意箇所
- 水が流れやすいたまりやすい道
- がけ崩れ注意箇所
- 斜面のひび割れ注意箇所
- 水がたまりやすい箇所

地区内のため池、水路、小規模河川の越水にも注意をしてください

過去に災害が発生した箇所

- がけ崩れ
- 土石流出
- 浸水
- その他